

別紙 令和7年度 特定調達品目、調達基準及び調達目標一覧

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標						
物品共通	—	原材料に鉄鋼が使用された物品		<p>「原材料に鉄鋼が使用された物品」については、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）（以下「基本方針」という。）」の「別記」「1. 共通の判断の基準」を適用する。</p> <p>【参照】基本方針 別記 9頁</p>	—						
1 紙類		情報用紙	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="748 687 817 802">1</td> <td data-bbox="817 687 1205 802">コピー用紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 802 817 917">2</td> <td data-bbox="817 802 1205 917">フォーム用紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 917 817 1029">3</td> <td data-bbox="817 917 1205 1029">インクジェットカラープリンター用塗工紙</td> </tr> </table>	1	コピー用紙	2	フォーム用紙	3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>「基本方針」の「別記」「2. 紙類」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。</p> <p>【参照】基本方針 別記 10頁～18頁</p>	100%
1	コピー用紙										
2	フォーム用紙										
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙										
		印刷用紙	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="748 1029 817 1144">4</td> <td data-bbox="817 1029 1205 1144">塗工されていない印刷用紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1144 817 1257">5</td> <td data-bbox="817 1144 1205 1257">塗工されている印刷用紙</td> </tr> </table>	4	塗工されていない印刷用紙	5	塗工されている印刷用紙				
4	塗工されていない印刷用紙										
5	塗工されている印刷用紙										
		衛生用紙	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="748 1257 817 1367">6</td> <td data-bbox="817 1257 1205 1367">トイレットペーパー</td> </tr> </table>	6	トイレットペーパー						
6	トイレットペーパー										

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目	調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標	
2 文具類		1 シャープペンシル	<p>「基本方針」の「別記」「3. 文具類」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。 【参照】基本方針 別記 19頁～30頁</p>	100%	
		2 シャープペンシル替芯			
		3 ボールペン			
		マーキングペン			4 蛍光ペン
					5 サインペン
					6 油性ペン
					7 白板マーカー
		8 筆ペン			
		9 鉛筆			
		10 スタンプ台			
		11 朱肉			
		12 定規			
		13 消しゴム			
		14 ステープラー (ホッチキス)			
		15 リムーバー			
		16 連射式クリップ (本体)			
		17 修正テープ			
		18 修正液			
		19 クラフトテープ			
		20 布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む。)			
		21 両面テープ			
		22 製本テープ			

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標	
2 文具類		23	はさみ	<p>「基本方針」の「別記」「3. 文具類」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。</p> <p>【参照】基本方針 別記 19頁～30頁</p>	100%	
		24	マグネット (玉)			
		25	マグネット (バー)			
		26	テープカッター			
		27	紙めくりクリーム			
		28	OAクリーナー (ウェットタイプ)			
		29	ダストブロワー (OAエアクリーナー)			
		30	カッターナイフ			
		31	墨汁			
		32	のり (液状) (補充用を含む。)			
		33	のり (固形) (補充用を含む。)			
		34	のり (テープ)			
		ファイル	35			綴込表紙
			36			ガバットファイル
37	レバーファイル					
38	フラットファイル					
39	チューブファイル					
40	クリヤーブックファイル					
41	レールクリヤーホルダー					
42	クリヤーホルダー					
43	用箋挟					

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
2 文具類		44	データバインダー	<p>「基本方針」の「別記」「3. 文具類」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。 【参照】基本方針 別記 19頁～30頁</p>	100%
		45	つづりひも		
		46	事務用封筒 (紙製)		
		47	窓付き封筒 (紙製)		
		48	原稿用紙		
		49	パンチラベル		
		50	タックラベル		
		51	インデックス		
		52	付箋紙		
		53	黒板拭き		
		54	ホワイトボード用イレーザー		
		55	額縁		
		56	名札		
		57	チョーク		
		58	テープ印字機等用カセット		
59	テープ印字機等用テープ				

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
3 オフィス 家具等		1	いす	<p>「基本方針」の「別記」「4. オフィス家具等」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。 【参照】基本方針 別記 31頁～34頁</p>	100%
		2	机		
		3	棚		
		4	収納用什器 (棚以外)		
		5	ローパーティション		
		6	コートハンガー		
		7	傘立て		
		8	掲示板		
		9	黒板		
		10	ホワイトボード		

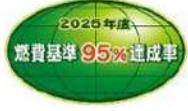
分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
4 OA機器	 又は  又は 	コピー機等	1 コピー機	<p>「基本方針」の「別記」「5. 画像機器等」から「7. オフィス機器等」までの対応する品目の「判断の基準」を適用する。</p> <p>【参照】基本方針 別記 35頁～90頁</p>	100%
			2 複合機		
			3 拡張性のあるデジタルコピー機		
		プリンタ等	4 プリンタ		
			5 プリンタ複合機		
		6 ファクシミリ			
		7 スキャナ			
		8 プロジェクタ			
		9 磁気ディスク装置			
		10 ディスプレイ			
		11 記録用メディア			
		12 シュレッダー			
		13 デジタル印刷機			
		14 電子式卓上計算機			
		15 一次電池又は小形充電式電池			

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
5 家電製品	 又は 	電気冷蔵庫等	1 電気冷蔵庫	<p>「基本方針」の「別記」 「9. 家電製品」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。 【参照】基本方針 別記 95頁～104頁</p>	100%
			2 電気冷凍庫		
			3 電気冷凍冷蔵庫		
		4 テレビジョン受信機			
		5 電気便座			

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
6 エアコン ディショナ ー等		1	家庭用エアコンディショナー	<p>「基本方針」の「別記」 「10. エアコンディショナー等」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。 【参照】基本方針 別記 105頁～111頁</p>	100%
		2	業務用エアコンディショナー		
		3	ガスヒートポンプ式冷暖房機		
		4	ストーブ		

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
7 照明		照明器具	1 LED照明器具	<p>「基本方針」の「別記」「12. 照明」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。</p> <p>【参照】基本方針 別記 122頁～127頁</p>	100%
			2 LEDを光源とした内照式表示灯		
		ランプ	3 電球形LEDランプ		

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
8 自動車	ハイブリッド 自動車のみ  かつ 	乗用車 (定員 10 名以下、車両総 重量 3.5t 以下)	電動車等 (次の①～⑤以下同じ) ① 電気自動車 ② 燃料電池自動車 ③ プラグインハイブリッド自動車 ④ ハイブリッド自動車 ⑤ 水素自動車 ④は 2030 年度燃費基準値 80% 達成レベル以上かつ、2020 年度 燃費基準以上	「基本方針」の「別記」「13. 自動車等」の対 応する品目の「判断の基準」を適用する。 【参照】基本方針 別記 128頁～134頁	90%
	なし	小型バス	電動車等 次世代自動車 (電動車等に加え次の⑥⑦以下同じ) ⑥ 天然ガス自動車 ⑦ クリーンディーゼル自動車		
			又は一定の燃費性能を満たす車両 (2015年度燃費基準達成)		

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目		調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
8 自動車	なし	小型貨物車	電動車等 次世代自動車	<p>「基本方針」の「別記」「13. 自動車等」の対応する品目の「判断の基準」を適用する。</p> <p>【参照】基本方針 別記 128頁～134頁</p>	90%
			又は一定の燃費性能を満たす車両 (2022年度燃費基準90%達成)		
	なし	重量車 (バス等、 トラック等、 トラクタ)	電動車等 次世代自動車		
			又は一定の燃費性能を満たす車両 (2025年度燃費基準95%達成)		

分野	環境ラベル (調達基準)	特定調達品目	調達基準 (環境ラベルの表示がない場合)	調達目標
9 役務	 用紙やインキが 環境ラベル商品	1 印刷	<p>「基本方針」の「別記」「22. 役務」の「22-2印刷」の判断の基準を適用する。ただし、221頁の備考) 6及び17は適用しない。</p> <p>また、220頁の「判断の基準」の「共通事項」①中、「印刷・情報用紙に係る判断の基準(「紙類」参照。)を満たす用紙が使用されていること。」を「印刷・情報用紙に係る判断の基準(「紙類」参照。)を満たす用紙及び竹紙(竹パルプ100%使用)が使用されていること。」と読み替え、221頁の備考) 5の「ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。」を「ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物及び竹紙(竹パルプ100%)が使用されている印刷物については、適用しないものとする。」と読み替える。</p> <p>【参照】基本方針 別記 220頁～227頁 詳細については、「薩摩川内市役所グリーン購入マニュアル」を参照とすること。</p>	75%